令和６年度大河原地区教科用図書採択地区協議会　第２回会議録

1　**開催日時**　令和６年７月１０日（水）　午後１時００分～午後３時３分

2　**開催場所**　白石市役所３階　第３会議室

3　**委員定数**　９名

4　**出席委員**

白 石 市	半沢　芳典	柴 田 町	船迫　邦則
角 田 市	永井　　哲	蔵 王 町	文谷　政義
大河原町	鈴木　　洋	村 田 町	鈴木　仁一
丸 森 町	佐藤　純子	七ヶ宿町	阿部　　誠
川 崎 町	相原　稔彦		

5　**説明出席者**　代表専門員

課　　長	佐藤	哲生（事務局：白石市教育委員会）
課長補佐	小室	義伸（事務局：白石市教育委員会）
係　　長	佐藤	広崇（事務局：白石市教育委員会）
主　　査	今井	慎也（事務局：白石市教育委員会）

6　**開　会**（進行：小室課長補佐）

大河原地区教科用図書採択地区協議会規約第９条第１項ただし書きの規定により、教科用図書の採択を行うときは全員によるものとするという規定があることから、委員全員に出席いただいていることを確認した。

7　**挨　拶**

半沢委員長より挨拶

8　**報　告**

（１）事業経過について

事務局より、令和６年度採択地区協議会事業経過報告を行った。

【質疑等】特になし。

（２）採択地区協議会専門員会からの答申について

代表専門員より、令和７年度使用教科用図書（中学校用教科用図書、学校教育法附則第９条の規定による教科用図書（一般図書））について調査・研究し答申を行った内容について説明がなされた。

【質疑等】特になし。

（代表専門員　退席）

（３）採択地区協議会公聴会からの意見について

事務局　佐藤係長より、公聴会委員からの意見を報告した。

【質疑等】特になし。

9　協　議（進行：半沢委員長）

（１）令和７年度使用教科用図書の採択調整案について

事務局：（1）令和７年度使用教科書の採択調整案について、大河原地区教科用図書採択協議会規約による選定方法について説明ののち、今回の採択調整について説明。

①小学校各教科について、令和６年度は令和５年度と同一の教科書を採択しなければならないとされているため、昨年度と同様の教科書を採択調整案としていただくこととなる。

②中学校各教科について、本日の審議で令和７年度に使用する教科書を選定していただく。資料の採択調整（案）表には教科のみ記載してあり、教科書欄は空欄。配布資料の3－①と 3－②の各市町の採択希望資料の写しを参照しながら、委員の皆様に選定していただき、採択調整案とする。

③一般図書について、各市町の採択希望状況を説明。一般図書については希望のない本もあったが、今年６月現在の希望状況であること、また児童生徒の状況から来年度希望がある可能性も大いにあることから、一般図書については、今まで同様に県の採択本すべての本を一括採択として採択調整案として提案させていただく。

以上、小学校、中学校の各教科並びに、小中学校の特別支援一般図書の採択調整案について、ご協議をお願いします。

委員長：それではここから採択案の調整に入らせていただきます。まず、中学校各教科から議題とさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。教科ごとに行って参りたいと思います。はじめに、国語についてですが、各市町から採択希望を出されているのはご覧の通りでありまして、現行は東京書籍。それで各市町の第１希望は、８つの自治体で東京書籍というような希望になっております。何を採択調整案にするか、ご意見を皆様から賜りたいと思います。

委　員：当教委では東京書籍も採択にふさわしい教科書であると考えておりますので、調整案としては東京書籍でいいのではないかと思います。

委員長：このような発言がございましたので、国語については、東京書籍ということでよろしいでしょうか。

委　員：はい。（全員）

委員長：ありがとうございます。では続きまして、書写については、ちょっと分かれておりまして、第１希望が一番多いのが東京書籍で、次いで光村図書ですがいかがですか。皆様からご意見をお願いしたいと思います。

委　員：当教委では、学校からの希望が分かれましたが、全校で東京書籍と優劣つけ難いというような評価でした。教育委員会でも詳しく見ましたが、東京書籍はわかりやすいというような意見も出ていますので、皆さんの希望に合わせることが可能と思っています。

委　員：当教委でも東京書籍は同様の評価ですので、全体の意向に同意いたします。

委員長：それでは、書写については東京書籍で異論がないということで、調整案は東京書籍ということでよろしいでしょうか。

委　員：はい。（全員）

委員長：次に社会科ですが、分野ごとに行います。まず地理的分野については、東京書籍の第１

希望が１番多いということになります。いかがでしょうか。

委　員：当教委では、中学校からの希望を踏まえて選んでおりますが、このように多くの他の市町で、第１希望が東京書籍ということであれば、東京書籍に同意いたします。

委　員：当教委では、職員と教科書を見ましたが、社会の分野は３冊ある。帝国書院は３センチくらい小さくて、小学校の時の繋がりも分かりやすいですが、総合して東京書籍が良いのではないかという話もしましたので、全体的な方針でよろしいです。

委員長：よろしいですか。

委　員：はい。（全員）

委員長：東京書籍でいいのではないかという多くのご意見をいただきました。地理的分野は東京書籍に決定してよろしいでしょうか。

委　員：はい。（全員）

委員長：続きまして、歴史的分野でございますが、これも第１希望の多くが東京書籍ということになっておりますが、いかがですか。

委　員：先ほどと同様ですので、全体的の方針に同意いたします。

委員長：歴史的分野は東京書籍に決定してよろしいでしょうか。

委　員：はい。（全員）

委員長：続いて公民的分野でございますが、これも第１希望として一番多いのは東京書籍ですが、いかがでしょうか。

委　員：全体的の方針に同意いたします。

委員長：では公民的分野は東京書籍でよろしいでしょうか。

委　員：はい。（全員）

委員長：ありがとうございます。続きまして、地図にいきます。全会一致で帝国書院ですのでよろしいでしょうか。

委　員：はい（全員）

委員長：続いて数学です。第１希望が一番多いのは東京書籍となっておりますが、いかがでしょうか。

委　員：東京書籍も採択にふさわしい教科書として希望しておりましたので、東書でよろしいです。

委員長：では、東京書籍でよろしいでしょうか。

委　員：はい（全員）

委員長：続きまして理科ですが、すべての市町が東京書籍を第１希望としておりますので、東京書籍でよろしいでしょう。

委　員：はい。（全員）

委員長：続いて音楽です。一般と器楽に分かれ、一般、それからその後になりますが、器楽はいずれも僅差で教育出版が第１希望最多となっております。拮抗していますが、ご意見ありますでしょうか。

委　員：当教委でも音楽が半分に分かれました。どちらになっても当教委は同意いたします。

委　員：ただ、集計して数値がついているということで、甲乙つけがたいですが、上位を選ぶべきではないか。

委員長：僅差であっても集計の結果、上位を優先すべきではないかというご意見がありました。
委　員：当教委では、内容的にもそんなに差はないのではないかという話があった。
委　員：難しいところですね。教育の継続性、連続性を考えれば、今回は部分改定ですから、現行を継続して使うという意見もあれば、使ってみて教育出版がいいのではないかという意見もある。でも、そういうことであれば集計通りの評価でいくしかない。
委　員：前回は教育芸術社でしたか。
委員長：前回は一般、器楽ともに教育芸術社でした。
委　員：教育芸術社と教育出版、甲乙がつけ難いので、よろしいのではないでしょうか。
委員長：一部改訂だから、悩ましいというのはあるけれど、今まで採択替えで使ってみて、こっちの方が良いっていうような声もあるのは確かだと思います。わずかな差で甲乙つけがたいところですが専門員会の答申も参考にして教育出版でいかがでしょうか。
委　員：はい。（全員）
委員長：同じ理由ですと、次の器楽について、一般と器楽で違う教科書でも構わないですが、やはり統一性はあったほうが良いと思いますので、器楽についても教育出版でいかがでしょうか。
委　員：はい。（全員）
委員長：続きまして、美術ですけれども、各市町の第1希望の最多は日本文芸出版となっております。ご意見を伺いたいと思います。
委　員：当教委では、甲乙つけがたいというのが委員さんの意見でした。だから難しかったと思いますが、協議会の全体的の方針でよろしいです。
委　員：当教委としても、全体の方針で問題ありません。
委員長：その他、意見はありますでしょうか。
委　員：当教委でも割れたところ。日本文芸出版を第1希望としている学校もあるので問題ありません。
委　員：当教委も問題ありません。
委員長：では、美術は日本文芸出版でよろしいでしょうか。
委　員：はい。（全員）
委員長：続きまして保健体育です。集計では東京書籍が一番多いようですが、いかがでしょうか。
委　員：当教委は東京書籍も採択にふさわしい教科書として希望しておりますので問題ありません。
委員長：保健体育は東京書籍でよろしいでしょうか。
委　員：はい。（全員）
委員長：続きまして技術家庭の技術分野です。開隆堂出版が第1希望最多になっております。いかがでしょうか。
委　員：見本を全部見させていただいて、中のQRコードにどんなものが入っているか全部見てみたのですが、両方とも動画的なものは詳しく入っていて遜色ないなと思いました。ただ、見やすさの関係ですから皆さんのご意見ご意向で問題ありません。
委　員：私も開隆堂出版で問題ないと思います。技術家庭について、うちには家庭科の教員がいないので、来ていただいている先生と技術の先生に入ってもらい選んでいて、開隆堂出

版が選ばれてもよいという意見でした。
委員長：それでは技術分野については開隆堂出版ということでよろしいでしょうか。
委　員：はい。（全員）
委員長：家庭分野については割れております。僅差で開隆堂出版。先ほども同じようなケースがございましたが、原案としては集計結果の上位でよろしいでしょうか。前回は東京書籍です。
委　員：委員と見合ったのですが、東京書籍が見やすいのではないかという意見が多かったです。学校からの希望もそうでしたし、開隆堂出版も遜色ないと思っておりますので、その辺りは皆さんと話をしたい。
委　員：当教委は、学校現場の意見を尊重して選定させてもらった。
委　員：当教委は全体の方針に同意いたします。
委員長：先ほど参考にした専門員会の答申にも、もちろん開隆堂出版も入っているので、大きな遜色はないと解釈できます。先ほどの例もありますので、僅差でも上位につけていることは優先すべきだろうと思いますが、開隆堂出版でよろしいでしょうか。
委　員：はい。（全員）
委員長：続いて英語です。集計上は東京書籍ということになりますが、いかがでしょうか。
委　員：どれも遜色なくふさわしいものと考えておりますので、東京書籍でよろしいです。
委　員：同様と考えますのでよろしいです。
委員長：では、英語は東京書籍ということでよろしいでしょうか。
委　員：はい。（全員）
委員長：では最後、道徳ですが、道徳については前回一致でございますので、東京書籍でよろしいでしょうか。
委　員：はい。（全員）
委員長：ありがとうございます。それでは重要なので調整案は私から再確認させていただきます。国語、東京書籍。書写、東京書籍。社会地理的分野、東京書籍。歴史的分野も同じ東京書籍。公民的分野も同じ東京書籍。地図は帝国書院。数学は東京書籍。理科は東京書籍。音楽一般については教育出版。器楽についても教育出版。美術は日本文教出版。保健体育は東京書籍。技術家庭、技術分野については開隆堂出版。家庭分野についても開隆堂出版。英語、東京書籍。道徳、東京書籍。よろしいでしょうか。
委　員：はい。（全員）
委員長：続きまして、一般図書について、専門員会の意見も、すべて一括で県が一般図書として適当だというものすべて適当だという判断をしているようですので、こことしても、需要がないものももちろんありますが、先ほど事務局から説明のあった通り、今後変わる可能性もありますので、全部一括して調整案ということでよろしいでしょうか。
委　員：はい。（全員）
委員長：ありがとうございました。一般図書については一括採択といたします。
（２）その他
委員長：では、協議の（2）その他に入ります。事務局説明をお願いします。
事務局：それでは、事務局よりその他として２点ございます。１点目といたしましては、本日の

採択調整案については、この後事務局より各教育委員会へメールで通知いたします。各教育委員会にて採択事務をお願いいたします。その結果につきましては、7月19日金曜日の午後4時までに事務局へFAXまたはメールにより報告をお願いいたします。採択調整案は7月19日金曜まで非公開となっておりますので、ご注意をお願いいたします。

2点目といたしまして、今回の教科書採択に関する情報公開に関する対応についてでございます。今年度より、当協議会における会議及び委員名、議事録等の公開基準の見直しを行っておりますので、公開内容について、改めてこの場で確認させていただきます。こちらの協議会における会議及び委員名、議事録等の会議、公開基準をご覧ください。

3番、公開する内容についてでございます。

1、会議について、①協議会については非公開とする。②公聴会、専門員会については非公開とする。

2、委員名について、①協議会については、公開とする。②公聴会については、任期内において非公開とし、採択が決定し、任期が終了した後に公開する。③専門員会については、任期内において非公開とし、採択が決定し、任期が終了した後に公開する。

3、会議録について、①協議会については、公開とするが、委員名に関する記載は非公開とする。②公聴会については、公開とするが、委員名に関する記載を非公開とする。③専門員会については、非公開とする。

4、調査研究資料について、専門員会の調査研究資料については、採択決定後公開する。

5、公開期間について、公開期間は概ね1年とする。

以上のように、公開基準を定めておりますので、協議会事務局である白石市のホームページでこちらの公開基準に沿って、情報公開いたします。その他情報開示請求があった場合でございますが、開示請求については特に明文化されておりません。公開基準の中で、この基準の定めがない事項については、事務局、市町村の条例に準じるものとすることから、白石市へ開示請求があった場合は、当市の条例に基づき、採択協議会全体に関すること、当市の部分について対応する予定としております。

各市町に請求があった場合には、当該市町の条例に基づき対応いただきたくお願いするものでございます。ご協議をお願いいたします。

委員長：ありがとうございました。まず1点目でございます。取り扱いについてよろしくお願い申し上げます。あわせて、7月19日午後4時までFAXまたはメールで、その可否についてご報告をお願いしたいと思います。これはよろしいでしょうか。

（全市町了承）

2点目です。原則公開はしているわけですけれども、一部非公開のところを皆さんに確認をしていただきたい。まず会議録についてですけれども、これは従前と変わりませんが、協議会の場ですね、この協議会については非公開とする。それから公聴会及び専門員会についても非公開。ここが（1）。（2）については、協議会については、委員名は公開する。つまり我々の名前です。これは公開。それから公聴会については、採択が決定し、任期が終了した後に委員名を公開する。それから専門員会についても同様で、採択が決定して、任期が終了した後に委員名を公開する。それから（3）会議録については、専門員会は非公開、協議会・公聴会については公開するが、委員名や個人名につい

ては非公開。それから（4）専門員会の調査資料は、採択決定後、公開。（5）公開期間は概ね１年ということで。合わせてご意見いただければと思うのですが、よろしいでしょうか。よろしくご意見お願いします。

委　員：問題ないと思っております。

（全市町了承）

委員長：ありがとうございました。これで協議は以上です。事務局にお返しします。

10　挨　拶

船迫副委員長よりあいさつ

11　閉　会

事務局（小室課長補佐）が閉会を宣言し、午後３時３分に終了。